

## 公認会計士試験事業の実施状況について（平成 23 年度～平成 24 年度）

平成 25 年 5 月 31 日  
公認会計士・監査審査会

### 1. 対象公共サービスの事業名

公認会計士試験事業

### 2. 対象公共サービスの内容

関東財務局の実施する試験実施業務のうち、試験会場確保、願書配付・受付等、短答式試験及び論文式試験の立会等

### 3. 対象公共サービスの業務委託期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日まで

### 4. 公共サービス実施民間事業者名

凸版印刷株式会社

### 5. 受託事業者決定の経緯

「公認会計士試験事業 民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（5 社）から提出された企画書について、関東財務局内に設置した総合評価審査委員会において必須項目審査及び加点項目審査を実施したところ、いずれも評価基準を満たしていたため、技術評価点を付与した。

入札価格については、平成 23 年 1 月 27 日に開札した結果、1 社は予定価格を上回る価格を提示した。予定価格の範囲内であった 4 社について入札価格点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点（技術評価点と入札価格点の合計点）の最も高い者を落札者とした。

## 6. 確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況

委託業務	確保すべき対象公共サービスの質	確保されるべきサービスの質の達成状況及び業務の実施状況	
		23年度 (23年4月～24年3月)	24年度 (24年4月～25年3月)
①全業務共通	事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。	24年試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。	25年試験に係る工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務は実施されていた。
②試験会場の確保業務	概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。	23年度は契約対象外(関東財務局において手配)	交通の便、環境及び規模の何れも適切な試験会場が確保されていた。
	余裕を持った試験室内の座席配置すること。	余裕を持った座席配置となっていた。	余裕を持った座席配置となっていた。
	試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。	適切な音響機器を完備した試験室が確保されていた。	適切な音響機器を完備した試験室が確保されていた。
③願書等の配付・受付業務	受験案内・願書の配付終了時点で配付漏れがないこと。	受験案内・願書の配付漏れは認められなかった。	受験案内・願書の配付漏れは認められなかつた。
	受験票の発送時点での願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。	24年第Ⅰ回短答式試験において受験番号の付番ミス(174件)があったことから、受験票の書き直しを行い発送したところ、受験票の一部の項目に記入漏れ(17件)があった。なお、これらの17件については、試験日前までに正しい受験票との差替えが行われていた。 24年第Ⅱ回短答式試験の願書受付業務において受付・チェック漏れ、受付ミスは認められなかつた。	受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスは認められなかつた。
	試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。	受験票の発送漏れ、誤発送は認められなかつた。	受験票の発送漏れ、誤発送は認められなかつた。
④マニュアルに基づいた試験会場の運営	会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。	集合研修等を実施することにより、マニュアル遵守の徹底が図られた。	25年第Ⅰ回短答式試験において、答案用紙の配付誤り(「管理会計論」と「監査論」の2科目の答案用紙1枚ずつ配付すべきところ、担当試験官の不注意により「監査論」の答案用紙を2枚配付したもの)が1件発生した。答案用紙回収の際、同一の受験者から「監査論」の答案用紙が重複して提出されたことにより配付誤りが判明したことから、公認会計士・監査審査会の指示に従い、当該受験者が「管理会計論の答案である」とした「監査論」の答案用紙が、「管理会計論」の答案用紙として採点されるよう措置し、当該受験者に不利益を与えることの無いよう対応した。 今後は、答案用紙の配付手順をマニュアルに具体的に明記し、試験官に注意を促すほか、受験者自身にも答案用紙が過不足無く配付されているかの確認を求め、再発防止を図ることとしている。

試験問題の事前の漏洩の絶対防止	試験問題の事前の漏洩は認められなかった。	試験問題の事前の漏洩は認められなかった。	
試験時間の過不足の絶対防止	試験時間の過不足は認められなかった。	試験時間の過不足は認められなかった。	
不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処	不正行為は認められなかった。なお、24年第Ⅰ回短答式試験において、不正行為の防止に努める過程で、特定の受験者(2名)について、使用可能電卓であるにもかかわらず、試験監督上、誤って使用を認めなかった事例が発生した。	受験者に対して、不正行為には厳正に対処することや、あらかじめ認められた物以外は試験中に机上に置かないことなどの周知を徹底したが、25年第Ⅰ回短答式試験において不正行為が1件発生した。当該不正行為に対しては、当日の試験終了後に不正行為者や試験官等に事情聴取を行うなど、公認会計士・監査審査会と連携することにより、適切に対応させていた。	
マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認	マニュアルに基づき、試験監督員が、受験者個々の受験票と受験者本人の確認を通じて、適切に出欠及び受験資格の確認が行われていた。	マニュアルに基づき、試験監督員が、受験者個々の受験票と受験者本人の確認を通じて、適切に出欠及び受験資格の確認が行われていた。	
問題に正誤がある場合には、公認会計士・監査審査会からの指示及びマニュアルに従って、配付・掲示又は板書を行い、受験者に対して確実に周知すること。	試験問題の訂正はなかった。	24年論文式試験において試験問題の訂正があつたが、公認会計士・監査審査会の指示及びマニュアルに従って、受験者に対して確実に周知されていた。	
受験者に配付した答案用紙の全数回収	答案用紙は全数回収されていた。	答案用紙は全数回収されていた。	
回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正是認められなかった。	回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正是認められなかった。	
未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出は認められなかった。	未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出は認められなかった。	
関東財務局から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。	個別注意事項に配慮し受験特別措置対象者に対して適切に対応されていた。	個別注意事項に配慮し受験特別措置対象者に対して適切に対応されていた。	
試験会場の原状回復を行うこと。	試験会場設営前の状態に原状回復が行われていた。	試験会場設営前の状態に原状回復が行われていた。	
⑤ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮等	試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止。	周辺住民からのクレームや交通トラブルは認められなかった。	周辺住民からのクレームや交通トラブルは認められなかった。
⑥ 苦情等への適切な対応	受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせやクレームについては、速やかに関東財務局に連絡し指示を仰ぐこと。	電卓の使用禁止措置を取った受験者から苦情等があつたが、受験者に丁寧な説明を行うとともに、必要に応じて公認会計士・監査審査会に報告され、審査会において対応した。	受験者からの問い合わせや苦情については、必要に応じて関東財務局及び公認会計士・監査審査会に報告され、受験者に丁寧な説明を行うなど、適切に対応させていた。
⑦ 答案用紙の引渡し	回収した答案用紙の公認会計士・監査審査会が指定する運送業者への引渡し漏れがないこと。	回収した答案用紙の運送会社への引渡しは適切に行われた。	回収した答案用紙の運送会社への引渡しは適切に行われた。

## 7. 民間事業者からの提案による改善実施事項

- ① 願書受付時において、受領した封筒、願書及び添付書類にそれぞれバーコードシールを貼付することとした結果、書類の所在が明確になり、受験票の発送漏れや書類紛失を防止する等の効果があったと認められる。
- ② 試験室で試験の立会を行う試験官及び試験会場の本部人員に対する研修について、従来の集合研修に加えて、インターネット上で研修を行う「e-ラーニング」を実施したところ、動画の使用により試験当日の試験監督業務の流れを分かりやすく解説するとともに、研修内容の修得状況をチェックするための「確認テスト」機能も付与されているなど、試験官業務の理解を深めるツールとして効果があったと認められる。

## 8. 実施経費の状況及び評価

### (1) 実施経費の状況

	従来の経費			民間競争入札実施後の経費	
	19年度	20年度	21年度	23年度	24年度
民間事業者実施経費	—	—	—	44,835	73,815
財務局経費(人件費以外)	40,678	35,696	49,019	39,038	53
財務局人件費	26,582	28,029	32,009	15,289	8,052
計	67,260	63,725	81,028	99,162	81,920

### 【参考】試験実施に係る関東財務局人員

		19年度	20年度	21年度	23年度	24年度
財務局人員	常勤	2.9	2.6	3.5	(23年4月～8月) 3.5 (9月～24年3月) 0.4	(24年4月～6月) 0.4 (7月～25年3月) 1.1
	非常勤	1.5	1.5	1.3	(23年4月～8月) 1.3 (9月～24年3月) 0	(24年4月～6月) 0 (7月～25年3月) 0.2

### (注記事項)

1. 「財務局人件費」の平成19年度から平成21年度分については、官民競争入札等監理委員会が定めた「実施要項における従来の実施状況に関する情報開示に関する指針」に基づき算出している。なお、23年度以降については、民間競争入札導入前の実績額（公認会計士試験業務に年度を通じて従事した、常勤職員1人当たり8,364千円、非常勤職員1人当たり2,103千円）を基に各年度の財務局人員を踏まえて算出している。

2. 平成 20 年度においては、短答式試験が従来の 2 日間から 1 日間に短縮されたことなどから、経費が平成 19 年度に比べて減少している。
3. 平成 22 年試験から短答式試験が年 1 回から 2 回に増加しており、平成 21 年度以後の経費は平成 20 年度以前に比べて増加している。
4. 平成 23 年 8 月までは関東財務局、同年 9 月以降は民間事業者が実施している。これに伴い同財務局の人員が減少したが、民間事業者への指導体制強化等のため、平成 24 年 7 月以降若干増加している。
5. 民間競争入札実施後、関東財務局は民間事業者の指導、公認会計士・監査審査会との連絡・調整等を行っている。

## (2) 評価

民間競争入札実施の効果を評価するに当たり、平成 21 年度以前は短答式試験が年 1 回であったこと等から、①民間競争入札が導入された平成 23 年度から民間競争入札契約終期である平成 26 年 8 月までのコスト、及び②同期間(平成 23 年度～平成 26 年 8 月)において民間競争入札契約を行わなかった場合のコストを試算して比較した結果、下記③のとおり民間競争入札の実施により▲26,997 千円の削減効果が認められることから、効率的に業務が実施されたと評価できる。

### ①民間競争入札実施後のコスト（一部推計）

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (8 月まで)	3 年 5 ヶ月計
民間事業者実施経費	44,835	73,815	72,765	34,230	225,645
財務局経費(人件費以外)	39,038	53	53	22	39,166
財務局人件費	15,289	8,052	9,621	4,009	36,971
合 計	99,162	81,920	82,439	38,261	301,782

(注)「財務局人件費」については、民間競争入札導入前の実績値(公認会計士試験業務に年度を通じて従事した、常勤職員 1 人当たり 8,364 千円、非常勤職員 1 人当たり 2,103 千円)を基に、各年度の財務局人員を踏まえて算出している。

また、平成 25 年度以降の「財務局経費(人件費以外)」は、平成 24 年度実績額と同額と仮定して算出している(民間競争入札実施後の同経費は、民間事業者による事業の実施状況監督に要する旅費等)。

### ②民間競争入札を実施しなかった場合のコスト（推計）

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (8 月まで)	3 年 5 ヶ月計
財務局経費(人件費以外)	64,219	64,219	64,219	26,758	219,415
財務局人件費	32,009	32,009	32,009	13,337	109,364
合 計	96,228	96,228	96,228	40,095	328,779

(注) 平成 22 年試験から短答式試験が年 1 回から 2 回に増加しており、平成 21 年度以前のコストと民間競争入札実施後のコストを単純比較することが適当でないことから、「財務局経費(人件費

以外)」については平成 23 年 4 月から 8 月までの実績額を踏まえた推計値とし、「財務局人件費」については民間競争入札実施前の平成 21 年度実績額とした。

### ③民間競争入札実施に伴うコスト削減効果

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (8 月まで)	計
上記①-②	2,934	▲14,308	▲13,789	▲1,834	▲26,997

## 9. 平成 26 年度以降の民間競争入札の実施方針

### (1) 関東財務局における民間競争入札

上記「6. 確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況」から「8. 実施経費の状況及び評価」のとおり、関東財務局における民間競争入札については、必要な公共サービスの質を確保しつつ経費の削減が達成できたと認められる。

よって、平成 26 年度以降も同財務局において引き続き民間競争入札を継続（平成 26 年 4 月～平成 29 年 8 月）することとしたい。

### (2) 民間競争入札の対象地域の拡大

民間競争入札の対象地域の拡大を検討するに当たっては、関東財務局に加え、

- ①受験者数が関東財務局に次いで多い近畿財務局でも実施
  - ②近畿・東海・福岡財務（支）局を含め実施
  - ③沖縄総合事務局（内閣府所管）を除く全国 10 財務局で実施
- の 3 パターンが想定される。

各パターンについて、複数の事業者から徴求した見積りを基に、民間競争入札を実施した場合と実施しない場合のコスト比較を行った結果、①②③いずれのケースも、民間競争入札を実施した場合はコストの増加が見込まれており、公共サービス改革法の目的（公共サービスの質の維持向上及び経費の削減）にそぐわないものと考えられる。

また、関東財務局における民間競争入札の実績は、現時点で平成 24 年試験（短答・論文）及び平成 25 年第Ⅱ回短答式試験にとどまっており、その運営状況等については引き続き見極めが必要であることから、民間競争入札の対象地域拡大は行わないこととしたい。

（参考）全国の受験者数の約 6 割を関東が占めている。なお、近畿は約 2 割、東海・福岡の合計で約 1 割を占めているが、近畿・東海・福岡の受験者合計は関東の半分以下となっている。

## 10. 評価のまとめ

民間競争入札により民間事業者に委託した関東財務局の試験実施事業については、上記のとおり確保すべきサービスの質の確保等が概ね達成できたところであるほか、民間事業者の改善提案により事業の進捗管理や試験官研修等について各種の創意工夫がなされている等、評価できるものとなっている。

以上を踏まえ、平成 26 年度以降についても引き続き関東財務局における民間競争入札を継続することとし、関東財務局及び公認会計士・監査審査会と民間事業者との間でより緊密な連携を図りつつ、公平かつ公正な試験の実施に努めることとしたい。

なお、次期事業においては、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で、事業を継続することとしたい。